●日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、日高村住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」

という。）の交付に関し、日高村補助金等交付規則（平成22年日高村規則第16号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

　（1）「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（人　　の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

　　　　ア　国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの

　　　　イ　販売を目的とするもの

　（2）「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組工法及び伝統工法をいう。）又は枠組壁工法による戸建て住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。

　（3）「耐震診断士」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士をいう。

　（4）「登録工務店」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。

　（5）「木造住宅耐震診断事業」とは、既存木造住宅を対象に行う耐震診断をいう。

　（6）「木造住宅耐震改修工事」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、登録工務店が行うものをいう。

　（7）「住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して補助する事業をいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）現に居住の用に供している村内の既存住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等、村長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

（2）県税及び村税等を滞納していない者であること。

（補助目的及び補助対象経費等）

第4条　住宅段階的耐震改修支援事業の補助対象経費、補助要件及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

（事業の認定）

第5条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする事業の着手前に、当該事業について、事業の認定を受けなければならない。

2　前項の認定を受けようとする補助対象者は、段階的耐震改修工事の着手予定の1か月前までに補助事業認定申請書（第1号様式）にその補助金の区分に応じて次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

　ア　耐震診断報告書（写し）

　イ　位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）

　ウ　耐震改修工事後の想定耐震診断報告書。ただし、耐震改修設計費補助金交付実績報告書提出時に添付済みのものと同一の場合は、省略することができる。

　エ　段階的耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）

　オ　工程表

　カ　段階的耐震改修工事費見積内訳書

　キ　理由書および誓約書（第2号様式）

　ク　その他村長が必要と認める書類

3　村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定

したときは、日高村住宅段階的耐震改修支援事業認定通知書（第3号様式）によって、これを認定しないときは、その旨を書面で当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認等）

第6条　前項第1項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ日高村住宅段階的耐震改修支援事業変更等承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて村長に申請し、その承認を得なければならない。

2　村長は前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更または中止の適否を決定し、日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金変更申請書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金実績報告書（第6号様式）に、その補助金の区分に応じて次に掲げる書類を添えて村長に報告しなければならない。

　ア　住宅段階的耐震改修支援事業費補助金実績報告書

　イ　住宅段階的耐震改修工事後の耐震診断報告書（ただし、木造住宅段階的耐震改修の場合は、選任した耐震診断士が作成した精密診断法による住宅段階的耐震改修工事後の耐震診断報告書）

　ウ　住宅段階的耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）

　エ　住宅段階的耐震改修工事写真（耐震改修工事のすべての補強内容が確認できるもの）

　オ　住宅段階的耐震改修工事請負誓約書（写し）

　カ　住宅段階的耐震改修工事代金領収書（写し）

　キ　その他村長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第8条　村長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が当該補助事業の認定の内容に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、日高村住宅段階的耐震改修費補助金確定通知書（第7号様式）によって補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の請求）

第9条　前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、日高村住宅段階的耐震改修費補助金請求書（第8号様式）を、当該通知を受けた日から30日以内に村長に申請しなければならない。

2　補助事業者は、第1項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（前条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に100分の25を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第10条　補助事業者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を書面で村長に届け出るものとする。

2　前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（代理受領について）

第11条　補助金申請者が、第9条の補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を登録事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に、代理請求及び代理受領委任状（第9号様式）を添付しなければならない。この場合において、前項中「補助事業者」とあるのは「登録事業者」と読み替えるものとする。

2　村長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められた時は、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条　村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（1）偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

　（2）補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

　（3）補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

　（4）補助事業を中止又は廃棄したとき。

　（5）補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

　（6）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条　村長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（現場検査等）

第14条　村長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現場検査をすることができる。

2　住宅段階的耐震改修において現場検査するときは、補助事業者は、木造住宅段階的耐震改修工事については登録工務店に所属又は連携する耐震診断士若しくは選任した耐震診断士を検査に立ち会わさなければならない。

（警備保管）

第15条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

　　　付　則

　1　この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付　則

　1　この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 住宅段階的耐震改修支援事業 |
|  | 既存木造住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る）の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費 |
| 補助対象経費 | 限度額 |
|  | 648,000円／棟 |
|  | 耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補強対象経費から除外する。 |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が0.7未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iｗ値が0.7未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となるもの④対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。 |
|  | 定額 |
| 補助率 | 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 |

別表第2（第8条、第12条関係）

|  |
| --- |
| （１）暴力団（日高村暴力団排除条例（平成22年条例第９号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。（３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員であるとき。（４）暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配しているとき。（５）暴力団又は暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。（６）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団及び暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。（10）その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 |

様式第1号（第5条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

日高村長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　申請者　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

段階的耐震改修工事費補助事業認定申請書

　日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記の事業について、認定を申請します。

この申請書並びに添付書類に記載された内容について、この手続における必要な関係資料（村税などの完納状況）を調査すること及び個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及、及び啓発目的で利用することに同意します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 段階的耐震改修住宅所在地 |  |
| 耐震診断受診年度 | 　　　　　　　　　　　年度 |
| 耐震改修設計年度 | 　　　　　　　　　　　年度 |
| 耐震診断報告書に記載された家屋番号 |  |
| 計画を作成する耐震診断士 | 登録番号　　　　　　氏名 |
| 選任する耐震診断士 | 登録番号　　　　　　氏名 |
| 段階的改修工事着手予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 段階的改修工事完了予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 段階的耐震改修工事費（予定額） | 　　　　　　　　　　　　　円（予定） |
| 補助金交付申請予定額 | 　　　　　　　　　　　　　円（予定） |

添付書類

1. 耐震診断報告書（写し）
2. 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）
3. 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書。ただし、耐震改修設計費補助金交付実績報告書提出時に添付済みのものと同一の場合は、省略することができる。
4. 段階的耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）
5. 行程表
6. 段階的耐震改修工事費見積内訳書
7. 理由書および誓約書（第2号様式）
8. その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

耐震改修工事を段階的に実施する理由書及び誓約書

　日高村長　様

　　　　現状における上部構造評点

　　　　今回工事実施後の上部構造評点（予定）

|  |
| --- |
| 上部構造評点：大規模な地震が発生したときに建築物が倒壊する可能性を表す指標　上部構造評点が0.7未満　　　　　　…倒壊する可能性が高い　　　　　　　　0.7以上1.0未満　　…倒壊する可能性がある　　　　　　　　1.0以上1.5未満　　…一応倒壊しない　　　　　　　　1.5以上　　　　　　…倒壊しない |

　下記の理由により、改修後に倒壊の可能性が残ることを理解した上で、第一段階として今回の工事を実施します。

　なお、当該理由が解消されれば、上部構造評点を1.0以上とする二段階目の工事を実施することを誓約します。

※該当欄にチェック（その他の場合は（　）内に具体の内容を記載してください。）

* 当面の経済的負担を抑えたいため
* 家屋内・室内への工事関係者の立ち入りを避けたいため
* その他

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　建築物所在地

|  |
| --- |
|  |

様式第３号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

日高村長　　　　　　　　㊞

日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました段階的耐震改修工事費補助事業については、日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱第５条第３の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１　補助金交付決定金額　　　　金　　　　　　　　　円

２　交付の条件

(1) 日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

(2) この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(3) この補助金については、本村職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

３　耐震事業の実施と今後の手順

(1) この通知を受け取った後は、いつでも耐震改修（以下「耐震事業」という。）に着手していただいてかまいません。耐震事業を行う業者と日程を協議したうえで請負契約書を締結して、速やかに耐震事業の実施をお願いします。

(2) 耐震事業の事業費が30パーセント以内の減額または補助対象事業間の配分の変更の場合は、村への変更手続きは不要ですが、それ以外の場合には速やかに「日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金変更申請書（様式第４号）を提出してください。

(3) 耐震事業が完了した場合は、その内容について業者から説明を受けて確認をお願いします。

(4) 耐震事業を行った業者からの耐震事業請負費の請求に基づき、領収書と引き換えに耐震事業請負費を支払ってください。

(5) 耐震事業が完了（業者からの請求のあった時点）しましたら、速やかに村に対して別添の実績報告書（様式第６号）に当該書類の末尾に記載している書類を添付して提出してください。

注意：提出期限は、耐震事業請負業者への支払の日から30日を経過した日又は事業年度に属する３月25日のいずれか早い日となります。補助金の交付は、実績報告書の提出後に村から補助金の確定通知が出され、あなたがそれに対して補助金請求書を提出してからになります。

様式第４号（第６条関係）

　年　　月　　日

日高村長　　　　　様

　　　　　〒

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金変更申請書

　日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の変更の内容 |  |
| 変更の理由 |  |
| 補助事業の変更後の経費の所要額 |  |
| 変更後の交付申請額 |  |

様式第５号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

日高村長　　　　　　　　㊞

日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金変更決定通知書

年　　月　　日付けで変更申請のありました日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金については、日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱第６条第２項の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の変更の内容 |  |
| 変更の理由 |  |
| 補助事業の変更後の経費の所要額 |  |
| 変更後の交付申請額 |  |

様式第６号（第７条関係）

　年　　月　　日

日高村長　　　　　様

〒

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金実績報告書

　日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱に基づく補助事業が完了しましたので、日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１ 交付精算額 金 円

２　耐震改修工事の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 段階的耐震改修住宅の所在地 |  |
| 耐震診断結果（改修前） |  |
| 段階的耐震診断結果（改修後） |  |
| 段階的改修工事費支払額 |  |

　３　添付書類

1. 住宅段階的耐震改修支援事業費補助金実績報告書
2. 住宅段階的耐震改修工事後の耐震診断報告書（ただし、木造住宅段階的耐震改修の場合は、選任した耐震診断士が作成した精密診断法による住宅段階的耐震改修工事後の耐震診断報告書）
3. 住宅段階的耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
4. 住宅段階的耐震改修工事写真（耐震改修工事のすべての補強内容が確認できるもの）
5. 住宅段階的耐震改修工事請負誓約書（写し）
6. 住宅段階的耐震改修工事代金領収書（写し）
7. その他村長が必要と認める書類

様式第７号（第８条関係）

第　　　　号

年 　月 　日

 　様

日高村長　　　　　　　　　　㊞

日高村住宅段階的耐震改修費補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金については、日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　確定交付金額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金の請求について

　　別添「日高村住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書」に必要事項を記入し押印のうえ村に提出してください。補助金の交付は、当該請求書を村が受理した後、概ね30日以内に指定の口座へ振り込みとなります。

様式第８号（第９条関係）

年　　月　　日

日高村長　　　　　　　様

〒

住　　所

　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

日高村住宅段階的耐震改修費補助金請求書

　　　　年　　月　　日付け　　　日高総発第　　号により確定通知を受けた日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金について、日高村住宅段階的耐震改修支援事業費補助金交付要綱第９第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額　　　金　　　　　　　　　　　円

※上記補助金は次の金融機関の口座に振り込んでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | フ　リ　ガ　ナ |  |
| 口 座 名 義 |  |
| ２ | 金融機関名 | （支店名） |
| ３ | 口座の種類及び番号 | 普通　・　当座 | No. |

様式第９号（第１１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　日高村長　　　　　　　　様

代理請求及び代理受領委任状

　　私は、　　　年　　月　　日付　　日高総発第　　号によって補助金交付決定の通知を受けた補助金（金　　　　　　　　円）にかかる請求及び受領について、次のとおり委任します。

記

　　　　委任者（補助金申請者）

　　　　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　上記の権限の委任を受けることを承諾します。

　　　　　受任者（登録事業者）

　　　　　　住所

　　　　　　会社名

　　　　　　代表者氏名　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞